

大阪狭山市発達障がい児等支援事業

令和4年度 ペアレントトレーニング実施要項



ペアレント・トレーニングとは？

ペアレント・トレーニングとはアメリカのカリフォルニア大学ロサンゼルス校で研究、開発されてきたプログラムを基本としています。1990年代後半にADHDの診断、治療のためのガイドライン作成に伴って、その後、日本用に開発アレンジされて今日に至っています。ペアレント・トレーニングは子どもを「ほめること」をベースにした楽しい子育てをお手伝いするプログラムです。

プログラムがめざすもの

- ・ 育てにくさのある子どもの理解を深める
- ・ 子育てのストレスを減らす
- ・ 親子間、家族間のもめごとを減らし、穏やかに暮らせるようにする
- ・ 保護者と子ども、双方の自己評価の低下を予防する
- ・ 同じ悩みを持つ保護者と悩みやしんどさを分かち合い相互に支え合う

プログラムの概要と予定

全5回、3か月後にフォローアップ1回をグループで行います。各回1時間30分の予定です。(10時～11時30分)

「テーマの学習」「宿題の発表」「話し合い」「練習」を織り交ぜて進めていきます。毎回、ウォーミングアップで子どもの「ちょっと良いエピソード」をみんなに聞いてもらいます。また、宿題は子どものかかわり(具体的なエピソード)を記録してもらおう簡単なものです。

プログラムの概要

- 第1回 10月13日(木) 子どものことを知ろう！観察上手になろう！
 - 第2回 10月27日(木) ほめ上手になろう！
 - 第3回 11月10日(木) ほめることのパワーを知ろう！
 - 第4回 11月24日(木) 伝え上手になろう！
 - 第5回 12月8日(木) 整え上手になろう！ まとめ ストレスマネジメント
- フォローアップ会 3月9日(木) おさらい 私のリラックス

参加における3つの約束

- ・ 休まない、遅刻しないようにしましょう
 - ・ 宿題は必ずしましょう
 - ・ このプログラムで話されたことは他では話さないようにしましょう(守秘義務)
- 自分のペースで子どもと楽しく過ごせることをベースに無理なくすすめていきましょう！

大阪狭山市 公正証書等作成促進補助金事業

養育費に係る取決め内容の公正証書等作成にかかる本人負担費用について、一部を補助する事業です。

【対象者】

大阪狭山市在住の、次のすべての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父が対象となります。

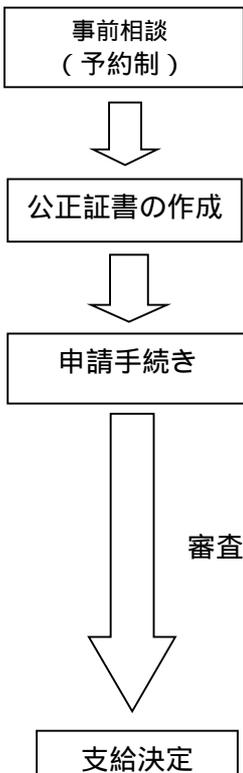
- 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること
- 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書で補助金の交付を受けていないこと

【補助対象】

養育費の取決めに要する経費のうち、以下のものに限る（上限3万円）

- ・ 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- ・ 裁判に要する収入印紙代や調停申し立てに必要な郵便切手代等

【手続きのながれ】



【申請】

- ・ 子育て支援グループにて事前に養育費の取り決めについて相談します。
- ・ 調査同意書（窓口にて配布）をご記入いただきます
- ・ 公証役場にて公正証書の作成の手続きを行います。
手続きについては必ず公証役場までお問い合わせください。
- ・ 公証人手数料や印紙代などの領収書は大切に保管ください。

【必要書類】

- ・ 戸籍謄本（申請者及び児童のもの）発行日から1ヶ月以内
- ・ 児童扶養手当証書（受給していない方は所得証明書）
- ・ 補助対象となる経費の領収書
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書（公正証書）
- ・ 印鑑
- ・ 支給決定通知書が送付され、補助金が振り込まれます。

ご注意ください！

- ・ 公正証書を作成した日の属する年度末までに申請が必要です。
期日を過ぎてからの申請はできません

【最寄りの公証役場・家庭裁判所のご案内】

大阪家庭裁判所 堺支部

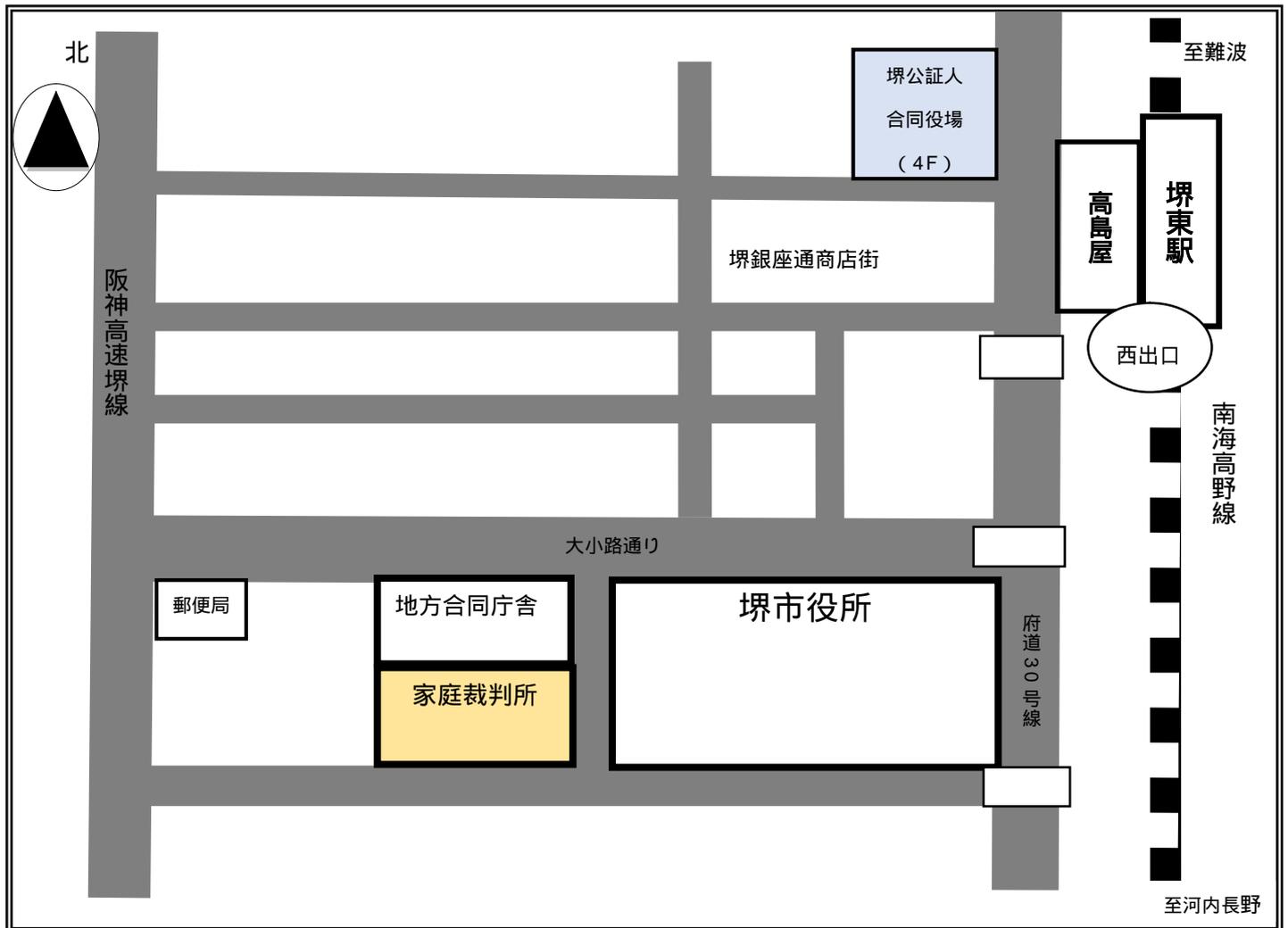
〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町 2 番 28 号

電話：072 - 223-8634

堺公証人合同役場

〒590-0076 大阪府堺市堺区北瓦町 2-4-18 現代堺東駅前ビル 4 階

電話：072-233-1412



【お問合せ先】

大阪狭山市役所 こども政策部 子育て支援グループ

電話：072-366-0011 (代表)



大阪狭山市 養育費の保証促進補助金事業

養育費の未払いが発生した場合に、第三者が立て替えをし、養育費を確実に受け取る養育費保証契約を締結する際に必要な経費について、一部を補助する事業です。

対象者

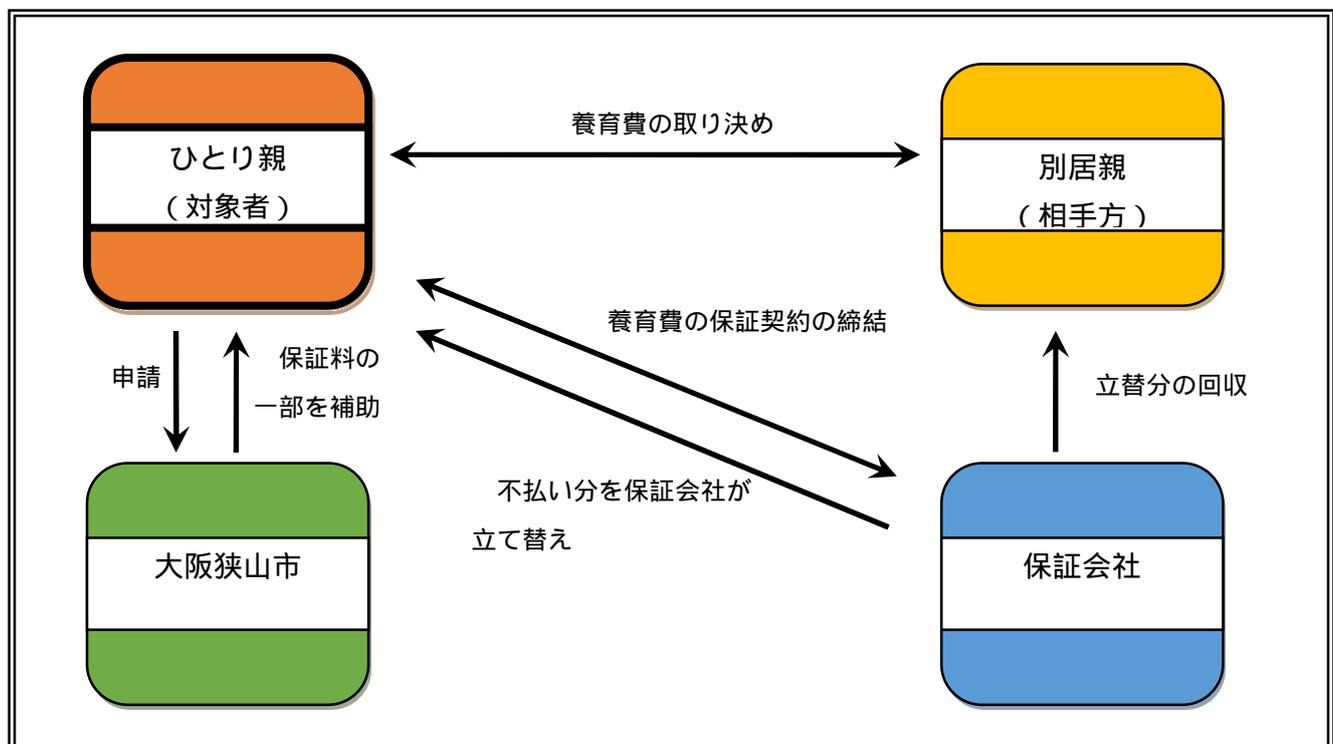
大阪狭山市在住の、次のすべての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父が対象となります。

- 児童扶養手当の支給を受けている、又は同様の所得水準にあること
- 養育費の取決めに係る債務名義を有していること
養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- 過去に同様の補助金の交付を受けていないこと

補助対象

・保証会社と養育費保証契約を締結する際に経費のうち、保証料として本人が負担する費用（上限5万円）

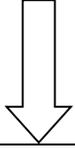
手続きの流れ



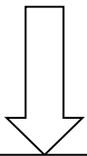
・保証会社については大阪狭山市からの斡旋・紹介は致しかねます。ご自身でご希望の保証会社を選定してください。

（裏面に続きます。）

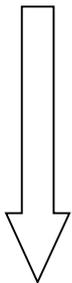
事前相談
(予約制)



保証契約締結



申請手続き



審査

支給決定

ご注意ください!

【申請】

- ・子育て支援グループにて事前に養育費の取り決めについて相談します。
- ・調査同意書（窓口にて配布）をご記入いただきます

- ・保証会社と養育費保証契約を締結します。
手続きに関しては必ず保証会社までお問い合わせください。
- ・保証料の領収書は大切に保管ください。

【必要書類】

- ・戸籍謄本（申請者及び児童のもの） 発行日から1ヶ月以内
- ・児童扶養手当証書（受給していない方は所得証明書）
- ・補助対象となる経費の領収書
- ・養育費の取り決めを交わした文書（公正証書）
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書
- ・印鑑

- ・支給決定通知書が送付され、補助金が振り込まれます。

養育費保証契約を締結した日の属する年度末までに申請が必要です。

期日を過ぎてからの申請はできません

【お問合せ先】

大阪狭山市役所 こども政策部 子育て支援グループ
電話：072-366-0011（代表）



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内



ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

以下の ~ のいずれかに該当する方
令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童
扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障がい年金、老齢年金、労災年金、遺族補償
などが該当します。)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

上記 又は に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の子育て世帯対
象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金
の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

「子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに大阪狭山市から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自
動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるこ
とは絶対にありません。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

3 . 給付金の支給手続き

令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の に該当する方）

給付金は、**申請不要**で受け取れます。

6月下旬頃、令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

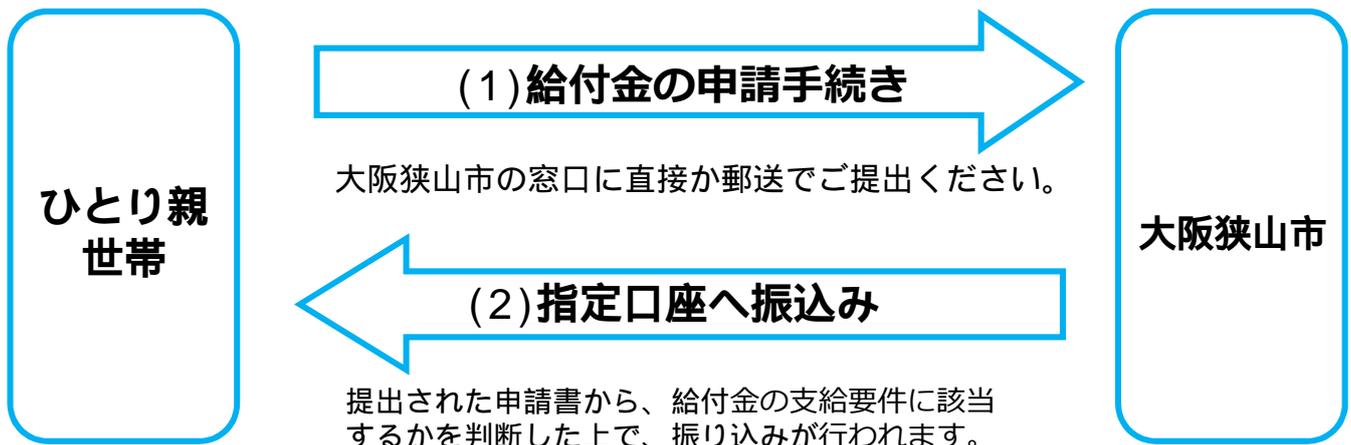
上記以外の方（表面1の 又は のいずれかに該当する方）

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

【申請受付期間】

令和4年7月1日（金）～令和5年2月28日（火）（当日消印有効）

申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに大阪狭山市にご提出ください。



【お問い合わせ先】

- ・072-366-0011（代表）（受付時間：平日9:00～17:30）
大阪狭山市役所 子育て支援グループ
- ・0120-400-903
厚生労働省コールセンター（受付時間：平日9:00～18:00）

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内



あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金を
申請不要で受け取れます！

1. 支給対象者

の両方に当てはまる人
— 令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当の受給者
または
— 令和4年5月分以降の新規児童手当・特別児童扶養手当の受給者
令和4年度市町村民税（均等割）が非課税の人

2. 支給対象児童

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童
(特別児童扶養手当の支給要件に該当している障がい児は20歳未満)

3. 支給額 児童1人当たり 一律 5万円

4. 給付金の支給手続き

7月下旬以降に、児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

給付金の支給を希望しない場合は届出が必要となりますのでご連絡ください。
児童手当等の支給に当たって、指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、指定口座の変更等の手続きが必要ですのでご連絡ください。
給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。（遅れて確定申告を行い市町村民税が課税になった場合や、1人の児童について二重に受給した場合など）

【特別扶養手当受給者の人へ】

中学校修了後（15歳に達する日以後の最初の4月1日以降）から20歳未満の児童分の特別児童扶養手当のみの受給者であって、他に中学校修了後の児童がいる人は、別途申請手続きが必要な場合がありますので、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

・072-366-0011（代表）（受付時間：平日9:00～17:30）
大阪狭山市役所 子育て支援グループ

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親以外の世帯分)のご案内



下記支給対象者に当てはまる方は

申請が必要です！

1. 支給対象者

の両方に当てはまる人(ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童

(特別児童扶養手当の支給要件に該当している障がい児の場合、20歳未満)
を養育する父母等

(令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

令和4年度市町村民税(均等割)が非課税の人

または

令和4年1月1日以降の収入が急変し、

市町村民税非課税相当の収入となった人

2. 支給額 児童1人当たり 一律 5万円

3. 給付金の支給手続き

【申請受付期間】

令和4年8月15日(月)～令和5年2月28日(火)(当日消印有効)

申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに大阪狭山市
にご提出ください。

【お問い合わせ先】

• 072-366-0011(代表)(受付時間:平日9:00～17:30)
大阪狭山市役所 子育て支援グループ

• 0120-400-903
厚生労働省コールセンター(受付時間:平日9:00～18:00)

<ギフトの内容について>

出産応援ギフト		子育て応援ギフト
対象者	妊婦	お子さんの養育者
給付額	現金 5 万円	現金 5 万円 (お子さん 1 人につき)
申請方法	申請書	申請書
申請期限	妊娠中	生後 4 か月
給付時期	申請日の翌月振込予定 (振込決定通知を送付しますので、振込日等の確認をお願いします。)	
注意点	<u>令和 4 年 4 月 1 日以降に妊娠届を提出済みで、人工妊娠中絶、流産、死産の方も対象となります。</u>	

<問い合わせ先について>

- ・経済的支援 子育て支援グループ

住所：大阪狭山市狭山 1 丁目 2384 番地の 1

TEL：072-349-8015

【経済的支援】



- ・伴走型相談支援 健康推進グループ

住所：大阪狭山市岩室 1 丁目 97-1

TEL：072-367-1300

【伴走型相談支援】



ご不明な点があれば上記までお問い合わせください。



東幼稚園では下記の日程で2歳児の広場を開催します。
 幼稚園の先生と楽しく遊びましょう。
 親子登園から始め状態にあわせ母子分離します。
 是非お越しください。
 対象者は平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれになります。



未就園事業予定日程 火曜日と金曜日です 10時～11時30分頃 時期により変更あり	曜日	4月	5月	6月	7月	8月
	火	19	10・17 24・31	7・14 21・28	5・12	
	水	20	11・18・25	8・15 22・29	6・13	
	金	22	13・20 27・6/3	10・17・24	1・8・15	
		9月	10月	11月	12月	1月
	火	6・13	18・25	1・15 22・29	6・13・20	10・17・24
	水	7・14	19・26	2・16・30	7・14・21	11・18・25
	金	9・16	21・27(木)	4・18 25・12/2	9・16・23	13・20・27
		2月	3月	※水曜日は2歳児保育参加者対象の 園庭開放を予定しています。		
	火	1/31・7 21	2/28			
	水	1・8・22	1			
	金	3・10・24	3			



～申し込みについて～

申し込み・・・令和4年1月12日(水)～令和4年5月31日(火)
水曜日は除く 14時～16時の間に来園してください。
費用は不要 ただし保険代年額800円程度徴収予定

持ち物・・・上履き(洗った外靴可) お茶 必要な方は着替え

場 所・・・保育室(在園児の保育の都合により変更あり)

★車での来園はできません。徒歩か自転車でお越しください。

★人数によっては2クラスに分けさせていただきます。

★火曜日か金曜日のどちらか1日になります。

★今年度から2歳児保育参加者対象に水曜日に園庭開放をする予定です。
(雨の日は中止)

※申し込み期間が終了しましても、随時、受付をしています。ご連絡ください。

「あおぞら広場」0歳～3歳児対象もありますよ

4/21	5/12	6/23	7/14	
10/13	11/24	12/1	1/12	2/2

*手遊び 絵本の読み聞かせ 親子でふれあい遊び 制作あそび
などなど楽しい事を予定しています。是非ご参加くださいね。

*申し込みはいりません。その日に直接、幼稚園にお越しください。

* 10時からはじめます。



あそびにきてね。まってま～す！

お問い合わせは 東幼稚園 365-0124



令和4年度 半田幼稚園未就園児保育「にこにこひろば」

半田幼稚園では下記の日程で2歳児「にこにこひろば」を開催します。
幼稚園の先生、子育てサポーターさんと楽しく遊びましょう。
年度途中からは、**お子様だけを保育**しますので、ぜひお越しください。
「にこにこひろば」の対象者は平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれになります。

保育時間：午前10時～11時30分 園庭開放時間：午前10時～11時（園庭開放は雨天中止）

4・5月	6月	7月	9月	10月
4/28 5/12・19・26 園庭開放予定 5/2・9・16・23・30	2・9・16・23・30 園庭開放予定 6・13・20・27	7・14 園庭開放予定 4・11	8・15・22・29 園庭開放予定 5・12・26	6・13・20・27 園庭開放予定 17・24・31
11月	12月	1月	2月	3月
10・17・24 園庭開放予定 7・14・21・28	1・8・15・22 園庭開放予定 5・12・19	12・19・26 園庭開放予定 16・30	2・9・16 園庭開放予定 6・13・20・27	2・9 園庭開放予定 6・13

申し込み期間……令和4年1月12日(水)～5月31日(火)

持ち物……上履き(洗った外靴可) お茶 必要な方は着替え

場 所……ハッピールーム(在園児の保育の都合により変更あり)

★車での来園はできません。徒歩か自転車でお越しください。

★人数によっては途中からの入会も受け付けます。

★年間保険代として800円程度徴収します。(4/28集めます。)



「あおぞらひろば」にも来てね！（0歳から就園までのお子さま対象）

- ①4/27 ②5/18 ③6/15 ④7/13 ⑤9/14
⑥10/19 ⑦11/16 ⑧12/20 ⑨1/25 ⑩2/22

あそびにきてね。まってま～す！

お問い合わせは 半田幼稚園 367-1823





令和4年度

「ぴよぴよ」であそぼ

受付中です。お待ちしております。

対象：平成31年4月2日から令和2年4月1日生まれの
お子さんとその保護者

費用：保険代800円(初回4月28日に集めます)

日程：

4月 28	5月 12. 19 26	6月 2. 9. 16 23. 30	7月 7. 14
9月 8. 15. 22. 29	10月 13. 20 27	11月 10. 17 24	12月 1. 8. 15
1月 12. 19. 26	2月 2. 9. 16	3月 2. 9	木曜 10時から 火曜 園庭開放

内容：親子で遊んだり、子ども達だけで遊んだりします。
運動遊びに制作、外遊びなど・・・幼稚園でたくさん遊ぶよ

問い合わせ：東野幼稚園 072-366-1663